

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地			
四国医療専門学校		昭和51年4月1日	青木 みゆき		〒 769-0205 (住所) 香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁62-1 (電話) 0877-41-2323			
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地			
学校法人大麻学園		平成6年12月12日	大麻 正晴		〒 769-0205 (住所) 香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁62-1 (電話) 0877-41-2380			
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度			
医療	医療専門課程	柔道整復学科1部	平成19(2007)年度		令和 2(2020)年度			
学科の目的	柔道整復師として専門的知識及び技術を習得させるとともに、医療従事者としての態度、習慣を身に付させ、社会に貢献できる人材を育成する。							
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格等)	■取得可能な資格・称号(柔道整復師、公認初級パラスポーツ指導者、専門士、トレーニング指導者(JATI-ATI)、機能訓練指導員 ■令和6年度中退率5.4%							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	2,760 単位時間 113 単位	1,530 単位時間 80 単位	330 単位時間 11 単位	180 単位時間 4 単位	0 単位時間 0 単位	720 単位時間 18 単位
	生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率			
90人	60人	0人	0%	0%				
就職等の状況	■卒業生数(C)		12人					
	■就職希望者数(D)		11人					
	■就職者数(E)		11人					
	■地元就職者数(F)		3人					
	■就職率(E/D)		100%					
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		27%					
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		92%					
	■進学者数		1人					
	■その他							
	(令和6年度卒業生に関する令和6年5月1日時点の情報)							
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価：有 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体：一般社団法人 柔道整復教育 評価機構 受審年月：令和6年3月 評価結果を掲載したホームページURL https://www.jabjte.or.jp/assets/doc/evaluation/report/r6/report01.pdf							
当該学科のホームページURL	https://www.459.ac.jp/course/judo/							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A：単位時間による算定)							
	総授業時数		2,760 単位時間					
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		〇〇 単位時間						
うち企業等と連携した演習の授業時数		〇〇 単位時間						
うち必修授業時数		〇〇 単位時間						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		〇〇 単位時間						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		〇〇 単位時間						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		〇〇 単位時間						
(B：単位数による算定)								
総単位数		113 単位						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		2 単位						
うち企業等と連携した演習の単位数		0 単位						
うち必修単位数		113 単位						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		2 単位						
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		0 単位						
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		1 単位						
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		6人					
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		0人					
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0人					
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		0人					
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		1人					
	計		7人					
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		7人						

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ・社会情勢の変化に対応し、職業教育の水準の維持向上を図り、専攻分野の職業に必要な実践的かつ専門的な能力を有する人材を養成するため、教育課程の編成について業界団体や企業等と定期的な打ち合わせ、意見交換等を行う。
- ・卒後における本校職業教育の有用性を把握し、最新の情報や、業界団体や企業等からの要望を効果的に取り入れ、実践的かつ専門的な教育課程の編成、授業内容、方法の改善や工夫を行う。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程の編成、講義・実技の内容や方法の改善、工夫等について意見を聴取し、企業等との密接な連携を図り、より実践的な職業教育や質の確保に組織的に取り組むため、学校諮問機関として教育課程編成委員会を置いている。委員会で決議された事項については本校に答申し、審議のうえ意思決定を行う。また、委員会での決議内容が教育課程の変更に係る場合には、設置者理事会において審議のうえ、意思決定を行う。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
山本幸男	四国医療専門学校 柔道整復学科学科長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—
高橋司	公益社団法人香川県柔道整復師会	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	①
白井 直樹	ゆとり接骨院	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	③
天野 稔大	株式会社EXPAND	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(7月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年7月7日 14:30～15:45

第2回 令和7年3月9日 10:30～12:00

0

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

- ・委員より学生募集にSNS(TIKTOKやインスタグラム等)を積極的に活用するように提案された。学科でも積極的な利用方法を検討することにいった。
- ・委員より防災士の資格取得の他にも、防火管理者や登録販売者等、卒業後に実務経験が必要ではあるが高度医療機器管理者等な資格も検討したらどうかと意見がだされた。在学中や卒後のリカレント教育も含めて検討することになった。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

柔道整復師の職域は拡大しており、職域拡大に対応した教育の機会の確保。また急性外傷に対する知識、技能の習得の為、外傷施術を見学できる機会確保が必要となる。柔道整復師学校養成施設指定規則の改正（平成29年3月31日文科科学省・厚生労働省令第2号）により、介護施設、スポーツ施設等での臨床実習が認められたことから介護、スポーツ分野の教育機会として、企業等と連携した外部臨床実習を実施している。外部臨床実習において直接指導を受け体験することにより、実践的な知識、技術を習得することができる。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

・臨床実習Ⅰでは、介護施設、スポーツ現場（柔道競技・サッカー競技）で、医療従事者から指導、助言を受けて、柔道整復の職域の多様性を知ると共に、多職種連携を経験する。

・臨床実習Ⅱでは、全国柔道整復学校協会 臨床実習指導者講習会を受講した指導者の下で連続1週間程度の実習を実施し、実習期間で中間評価と最終評価を実施してもらい、実習の評価の一部としている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
臨床実習Ⅰ	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	介護施設、スポーツ現場等で経験豊富な、介護職員、柔道整復師等から指導、助言をうけ具体的、個別的に多職種連携を経験する。	・香川県柔道連盟等 ・ほねつぎディサービス坂出 ・多度津フットボールクラブ
臨床実習Ⅱ	3. 【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	実際の現場での学びを通じ、学習のみでは修得しない柔道整復術のニーズを把握するとともに、柔道整復師のあるべきすがたを考察する	中・四国の各臨床実習登録施設（柔道整復施術所）

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

所属長は職員に対する研修の必要性を把握し、研修計画を立て、その計画に基づき職員に研修を受ける機会を与えなければならない。そして、業務上必要な知識および技能を計画的に習得するため、職員は校内および校外における研修等を積極的に受講しなければならない。特に、教員については職員研修規程第9条第2号に定められているとおり、専門分野および担当業務に係る専門的知識および技能の習得については、業界団体等が開催する研修等を積極的に活用する。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 第33回日本柔道整復接骨医学会学術大会
期間: 2024年11月30日～12月1日
内容: 柔道整復・接骨医学に関する研究発表、連絡、情報交換の為の学術大会であり、最新知識を取得する。
連携企業等: 日本柔道整復接骨医学会
対象: 柔道整復師

研修名: 第57回四国学術大会香川大会
期間: 2024年7月15日
内容: 四国在住の柔道整復師による接骨に関する研究発表会ならびに情報交換の場であり業界動向を取得する。
連携企業等: 日本柔道整復師会
対象: 四国の柔道整復師

研修名: コンディショニングコーチ養成コース
期間: 令和6年9月5日～6日
内容: コンディショニングについての事項を学び、コンディショニング指導を実施する為の研修を受けた。
連携企業等: 株式会社R-BODY
対象: 柔道整復学科教員

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 第66回 教員研修会
期間: 令和6年9月21日～9月22日
内容: 教員の資質、能力の向上と柔道整復教育の質の向上を目的とする。
連携企業等: 全国柔道整復学校協会
対象: 柔道整復専科教員

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 第34回日本柔道整復接骨医学会学術大会
期間: 2025年12月6日～12月7日
内容: 柔道整復・接骨医学に関する研究発表、連絡、情報交換の為の学術大会であり、最新知識を取得する。
連携企業等: 日本柔道整復接骨医学会
対象: 柔道整復師

研修名: 第58回四国学術大会香川大会
期間: 2024年7月21日
内容: 四国在住の柔道整復師による接骨に関する研究発表会ならびに情報交換の場であり業界動向を取得する。
連携企業等: 日本柔道整復師会
対象: 四国の柔道整復師

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 第67回 教員研修会
期間: 令和6年9月27日～9月28日
内容: 教員の資質、能力の向上と柔道整復教育の質の向上を目的とする。
連携企業等: 全国柔道整復学校協会
対象: 柔道整復専科教員

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

教育活動その他学校運営の状況に係る自己評価に対して、客観的な評価者としての保護者、地域住民、その他学校関係者に広く意見を求めることで、開かれた学校づくり、より良い学校づくりに取り組み、学校としての説明責任を果たすと共に、教育の向上を図る。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目標、育成人材像
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	学修成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受入れ募集	学生募集と受け入れ
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献
(11) 国際交流	国際交流

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

退学者の低減に対する御意見については、学校運営会議で対策を共有し、学科で取り組んでいる。当学科の退学率はR3年度:10.3%、R4年度:7.4%、R5年度:5.3%と近年退学率は低下傾向である。退学者の減少を目標に各種の対策を見直し修正した結果と考えられる。また、国家試験不合格者のフォアローについては、科目聴講制度、学内外の模擬試験、自習スペースの確保を行っている。登校できない卒業生については、国家試験対策の案内等について、情報の提供を行っている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
谷川 俊博	宇多津町長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	地域住民代表
平尾浩一郎	香川県立丸亀城西高等学校 校長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	高校関係者
詫間 裕一	香川県立飯山高等学校 校長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	高校関係者
村上 盛彦	香川県立琴平高等学校 校長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	高校関係者
大浦 誠	鍼灸マッサージ・鍼灸学科学生の保護者	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	学生保護者
林 広野	理学・作業療法学科卒業生(同窓会会長)	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	卒業生
吉田 剛志	看護学科卒業生(同窓会 会長)	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	卒業生
宮武 功哲	一般社団法人香川県鍼灸マッサージ師会 会長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	業界団体役員
中西 慶	一般社団法人香川県鍼灸師会 会長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	業界団体役員
高橋 司	公益社団法人香川県柔道整復師会 会長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	業界団体役員
中島 由美	一般社団法人香川県理学療法士会 理事	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	業界団体役員
若林 佳樹	一般社団法人香川県作業療法士会 理事	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	業界団体役員
富山 清江	公益社団法人香川県看護協会 会長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	業界団体役員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: URL:https://www.459.ac.jp/about/public/

公表時期: 令和7年7月末日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校教育法に基づき、本校の教育活動及び学校運営の状況に関する情報を、積極的に提供することにより、保護者、地域住民、学校関係者等の理解を深め、それらの者と連携・協力していくと共に、専修学校の社会的理解・認識を促進する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	基本理念、沿革、施設図
(2) 各学科等の教育	教育方針、取得を目指す資格、カリキュラム、資格取得状況、就職状況
(3) 教職員	教職員数、氏名、担当学科
(4) キャリア教育・実践的職業教育	資格取得状況、国家試験合格者の就職状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	校内施設図、各実習教室及び施設の紹介、行事紹介
(6) 学生の生活支援	学生寮案内
(7) 学生納付金・修学支援	授業料等各種費用、各種減免、減額制度案内、奨学金・各種貸付制度
(8) 学校の財務	貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書
(9) 学校評価	自己評価、学校関係者評価
(10) 国際連携の状況	姉妹校 (AIMC鍼・統合医療専門職大学院パークレー校) の紹介
(11) その他	附属鍼灸治療院・接骨院の紹介

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: URL: <https://www.459.ac.jp/about/public/>

公表時期: 令和7年7月末日

授業科目等の概要

(医療専門課程 柔道整復学科1部)																	
必 修	分類		授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携		
	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任			
1	○		健康科学Ⅰ	保健体育教員及び柔道整復師の実務経験のある教員より、健康科学の基礎を学び、パラスポーツに必要なスポーツ健康科学について知り、理解できるようになることを目的とする。	1 前	30	2	○			○		○				
2	○		健康科学Ⅱ	栄養学の専門家の見地から栄養素の機能や代謝、栄養所要量などについて教授し、教養に富んだ柔道整復師を育成する。	1 後	30	2	○			○				○		
3	○		健康科学Ⅲ	私たちの体は「細胞」の集まりによりできています。似た役割を持つ「細胞」の集まりは「組織」を作り、「組織」の集まりは「器官」や「器官系」を作ります。体を構成する臓器にはそれぞれ特徴的な「形」を有していますので、この授業を通じて特徴的な「形」が持つ意味や役割を知り、正常な臓器が持つ「形」の特徴には、私たちの健康を維持する為に重要な「機能」との深い関係があることを学びます。	1 前	30	2	○			○				○		
4	○		健康科学Ⅳ	健康的な生活習慣の重要性に対する関心と理解について自身の生活を振り返るとともに、社会との関連性を再認識し、教養に富んだ柔道整復師を育成する。	1 前	30	2	○			○					○	
5	○		人文科学Ⅰ	外国語教育の専門家の見地から医療に関する英語を教授し、国際化に対応できる素養を身に付けた柔道整復師を育成する。	1 後	30	2	○			○					○	
6	○		人文科学Ⅱ	人間のこころとからだが密接不可分であるとする心身一如（心身相関）の考え方について、その哲学、宗教的、科学的な背景を学習するとともに、心身一如を支える科学的メカニズムを学び、人間の健康の実現に応用する視点を修得することを教授し、教養に富んだ柔道整復師を育成する。	1 後	30	2	○			○					○	
7	○		コミュニケーション論	具体的事例を通して、コミュニケーションの実践につながる理論と、医療・福祉の現場における患者対応や指導、職場の人間関係、職種間の連携構築に必要な人間理解の基礎を学ぶ。また、自己と他者、そして相互の理解を深めるテクニックとコミュニケーション方法の学習を通して、医療従事者に必要となるコミュニケーションの基礎力を修得する。	1 前	30	2	○			○					○	
8	○		人体の構造と機能Ⅰ	柔道整復師に必要な基礎知識である、骨・靭帯・関節などの人体の構造について学ぶ。	1 前	60	3	○			○					○	

9	○		人体の構造と機能Ⅱ	柔道整復師に必要な基礎知識である、消化器、呼吸器、神経系、循環器系などの内臓器官について学ぶ。	1 後	60	3	○			○							
10	○		人体の構造と機能Ⅲ	人体を構成する各臓器の正常な機能を学習する。	1 前	60	3	○			○							
11	○		人体の構造と機能Ⅳ	人体を構成する各臓器の正常な機能を学習する。	1 後	60	3	○			○							
12	○		運動学	柔道整復師に必要な関節の運動、筋の作用について学習する。	3 後	30	2	○			○							
13	○		高齢者の生理学的特徴・変化	柔道整復師に必要な高齢者の生理学的特徴・変化について学習する。	2 後	15	1	○			○							
14	○		競技者の生理学的特徴・変化	柔道整復師に必要な競技者の生理学的特徴・変化について学習する。	2 後	15	1	○			○							
15	○		病理学概論	基礎医学教育の専門家より病理学の概論を教授し、様々な疾患が如何なる原因で生じるのか、またその病態はどのようなものであるのかを学習する。	2 通	60	4	○			○							
16	○		一般臨床医学	病院で実務経験のある医師より内科的疾患に関する医学知識を教授する。	2 前	30	2	○			○							
17	○		外科学概論	病院で実務経験のある医師から外科学に関する医学的知識を教授する。	2 前	30	2	○			○							
18	○		整形外科学	病院での実務経験のある医師から、整形外科的疾患、外傷について教授する。	2 後	30	2	○			○							
19	○		リハビリテーション医学	病院でのリハビリテーション業務に携わった経験のある理学療法士から、リハビリテーション医学を教授する。	2 通	60	4	○			○							
20	○		柔道整復術の適応	病院で実務経験のある医師から診察（バイタルサインや各種検査法など）について教授し、柔道整復師に必要な判断や鑑別について学習する。	2 後	30	2	○			○							
21	○		衛生学・公衆衛生学	基礎医学教育の専門家から、衛生学・公衆衛生学を教授し、将来学生が柔道整復師として地域の公衆衛生活動の推進者となるために備えるべき基本を身に付ける。	1 通	60	2	○			○							
22	○		関係法規	接骨院において実務経験のある柔道整復師から、柔道整復師法ならびに関係法規について学習する。	3 前	30	2	○			○							

23	○		柔道Ⅰ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から柔道の基本動作や礼節を学び、柔道の所作について知り、理解できるようになることを目的とする。	1通	60	2			○	○	○					
24	○		柔道Ⅱ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から柔道の基本および投の形を学び、理解、実践できるようになることを目的とする。	2通	60	2			○	○	○					
25	○		柔道Ⅲ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から柔道の基本および投の形を学び、理解、実践できるようになることを目的とする。	3通	60	2			○	○	○					
26	○		職業倫理	接骨院において実務経験のある柔道整復師から、職業倫理について学習する。	3後	15	1	○			○	○					
27	○		社会保障制度	接骨院において実務経験のある柔道整復師から、社会保障制度について教授する。	3後	15	1	○			○	○					
28	○		基礎柔道整復学Ⅰ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から柔道整復の歴史、業務内容、骨折総論について学習する。	1前	30	1	○			○	○					
29	○		基礎柔道整復学Ⅱ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から、軟部組織損傷及び脱臼総論について学習する。	1前	30	1	○			○	○					
30	○		外傷保存療法の経過及び治療の判定	接骨院において実務経験のある柔道整復師のから、外傷保存療法の経過、外傷治療の判断について学習する。	3前	30	1	○			○	○					
31	○		基礎柔道整復学演習Ⅰ	接骨院において実務経験のある柔道整復師のから、診察・治療法・後療法の知識の定着と応用力を促すための演習授業を行う。また国家試験に必要な知識の習得を目的とする。	1後	30	1		○		○	○					
32	○		基礎柔道整復学演習Ⅱ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から、柔整総論の基礎知識を生理学や解剖学で学んだ内容と合せて学習する。	1前	60	2		○		○	○					
33	○		基礎柔道整復学演習Ⅲ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から、柔整総論の基礎知識を解剖学で学んだ骨格系、筋系の内容と合せて学習する。	1後	60	2		○		○	○					
34	○		基礎柔道整復学演習Ⅳ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から、柔道整復師に必要な内科学分野の様々な症候・疾患に関する知識を学習する。	2後	60	2		○		○	○					
35	○		基礎柔道整復学演習Ⅴ	柔整師に必要な人体の構造と機能、外科・整形分野の様々な外傷・症候・疾患に関する知識を学習する。	2後	60	2		○		○	○					
36	○		基礎柔道整復学演習Ⅵ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から、部位別の骨折、脱臼に関する知識と後療法、物理療法、指導管理、外傷予防について学習する。	2前	60	2		○		○	○					
37	○		応用柔道整復学Ⅰ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から物理療法・指導管理・外傷予防について学習する。	1後	30	1	○			○	○					

38	○		応用柔道整復学Ⅱ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から上肢骨折について学習する。	2前	30	1	○		○	○							
39	○		応用柔道整復学Ⅲ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から上肢骨折について学習する。	2後	30	1	○		○	○							
40	○		応用柔道整復学Ⅳ	接骨院において実務経験のある柔道整復師の見地から上肢脱臼について教授する。	2前	30	1	○		○	○							
41	○		応用柔道整復学Ⅴ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から上肢軟部組織損傷について教授する。	2後	30	1	○		○	○							
42	○		応用柔道整復学Ⅵ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から下肢の骨折、脱臼について学習する。	2前	30	1	○		○	○							
43	○		応用柔道整復学Ⅶ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から下肢の骨折、脱臼について学習する。	2後	30	1	○		○	○							
44	○		応用柔道整復学Ⅷ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から下肢の脱臼、軟部組織損傷について教授する。	3前	30	1	○		○	○							
45	○		臨床柔道整復学Ⅰ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から、基礎医学、臨床医学の領域も含めて柔道整復学を総合的に学習する。	3前	90	3	○		○	○							
46	○		臨床柔道整復学Ⅱ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から、基礎医学、臨床医学の領域も含めて柔道整復学を総合的に学習する。	3後	90	3	○		○	○							
47	○		臨床柔道整復学Ⅲ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から、基礎医学、臨床医学の領域も含めて柔道整復学を総合的に学習する。	3後	90	3	○		○	○							
48	○		物理療法機器等の取扱い	接骨院において実務経験のある柔道整復師から物理療法機器等の取扱いについて学習する。	3前	30	1	○		○	○							
49	○		柔道整復術適応の臨床的判定	接骨院において実務経験のある柔道整復師から柔道整復術適応の臨床的判定、医用画像の理解について教授する。	3前	30	1	○		○	○							
50	○		基礎柔道整復実技Ⅰ	接骨院において実務経験のある柔道整復師の見地から基本包帯法を教授する。	1前	30	1			○	○	○						
51	○		基礎柔道整復実技Ⅱ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から運動療法実技を教授する。	1前	30	1			○	○	○						
52	○		基礎柔道整復実技Ⅲ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から巻軸包帯を使った基本的な固定実技を教授する。	1後	30	1			○	○	○						
53	○		基礎柔道整復実技Ⅳ	接骨院において実務経験のある柔道整復師から手技療法実技、触診技術を教授する。	1後	30	1			○	○	○						

54	○		応用柔道整復 実技Ⅰ	接骨院において実務経験のある柔道整復師 から、各関節に施すテーピング技術について 教授する。	2 前	30	1			○	○	○		
55	○		応用柔道整復 実技Ⅱ	接骨院において実務経験のある柔道整復師 からの軟部組織損傷の検査法について教授 する。	2 前	30	1			○	○	○		
56	○		応用柔道整復 実技Ⅲ	接骨院において実務経験のある柔道整復師 から骨折、脱臼の固定法について教授す る。	2 後	30	1			○	○	○		
57	○		応用柔道整復 実技Ⅳ	接骨院において実務経験のある柔道整復師 から骨折、脱臼の整復及び軟部組織損傷の 検査法を教授する。	2 後	30	1			○	○	○		
58	○		臨床実習Ⅱ	学外の柔道整復施術所において、臨床実習 指導者の指導、管理の下に臨床現場の見 学・体験実習を行なう。	2 通	45	1			○		○	○	○
59	○		臨床実習Ⅲ	接骨院において実務経験のある柔道整復師 の指導、管理下において臨床実習を行う。	3 通	45	1			○	○	○		
60		○	スポーツ柔整 師プログラム	柔道整復師課程の通常課程に加え、将来、 競技力向上や健康づくりなど、さまざまな 現場でトレーニング指導に携わるための知 識、技能について学ぶ。	3 通	45	1	○		△	○	○		
合計					68	科目		113単位 単位 (単位時間)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：本学科で履修しなければならない単位をすべて取得し、出席状況、		1 学年の学期区分	2 期
履修方法：講義・演習は3分の2以上、実技・実習は5分の4以上、臨床実習はす		1 学期の授業期間	15 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。